

## 外部機関との共同研究に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県企業庁（以下、「企業庁」という。）が保有する技術知識や施設等と、公的な研究機関や民間企業等の外部機関（以下、「外部機関」という。）が保有する技術や情報等を組み合わせ、企業庁の目的に合致した新規性に富んだ研究を積極的に推進するために必要な事項について定める。

### (定義)

第2条 共同研究は、研究の内容・形態により、次のとおり分類し定義する。

#### (1) テーマ設定型共同研究

早期に解決が必要とされる課題等について企業庁が研究テーマを設定し、外部機関の持つ技術や情報等を活用するため、企業庁と外部機関が共同で行う調査、研究及び実験等をいう。

#### (2) 提案型共同研究

企業庁の目的に合致した外部機関からの研究の提案に対して、企業庁と外部機関が共同で行う調査、研究及び実験等をいう。

### (募集方法)

第3条 テーマ設定型共同研究を行う場合は、原則として公募により外部機関を募集する。

2 提案型共同研究については、外部機関からの提案を随時受け付ける。

### (外部機関の適用要件)

第4条 外部機関は、次に示す機関から選定するものとする。

- (1) 国及び地方自治体並びにこれらの関係機関
- (2) (1)に準じた公的な研究機関
- (3) 大学等教育機関
- (4) その他民間企業及び団体

### (審査会の設置)

第5条 共同研究の提案について審査するための組織（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の名称、委員、及び所掌事務は、別表のとおりとする。

3 委員長は、必要に応じて学識経験者及び企業庁内外の課長級以上の職員等を臨時の委員として審査会に参画させることができる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 審査会の定足数は、委員の過半数を原則とする。なお審査会の開催において定足数に満たない場合は、打合せ要旨の決裁をもって承認を得るものとする。

6 審査会は、原則非公開とする。

(共同研究の採否)

第6条 共同研究の採否は、審査会で決定する。

2 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(採否の基準)

第7条 共同研究の採否の基準は、次のとおりとする。

- (1) 研究の目的が明確であり、その目的が企業庁の目的に合致していること
- (2) 新規性又は進歩性に富んでいる研究等であること
- (3) 研究の成果が期待できる又は実用化の可能性を有していること
- (4) 研究の工程が明確かつ適切であること
- (5) 研究に要する費用が明確であり、外部機関がその費用負担能力を有していること
- (6) 研究により企業庁の業務運営が阻害されないこと
- (7) 企業庁が保有する情報や資産を適切に使用することが確認できること

(研究協定の締結等)

第8条 研究協定の締結に先立ち、企業庁は外部機関と研究計画について協議を行う。外部機関は、その結果を研究計画書として企業庁に提出する。

2 研究の内容、方法、知的財産権（考案・意匠・商標を含む）等に関して企業庁と外部機関で協議を行い、その結果を相互の協定として締結する。

3 研究協定の締結ができないときは、当該共同研究を実施しない。

(費用負担)

第9条 企業庁は、原則として研究に関する費用を負担しない。ただし、神奈川県公営企業管理者（以下、「管理者」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(研究の報告)

第10条 外部機関は、研究の終了時に報告書を作成し、企業庁に提出しなければならない。また、企業庁の求めに応じて研究の経過を企業庁に報告するものとする。

(研究の終了通知)

第11条 企業庁は、研究の最終報告を受けた後、外部機関に対して研究が終了した旨を通

知する。

(研究の中止)

第12条 企業庁は、天災その他やむを得ない理由があるため共同研究を継続することが困難になったときは、当該研究を中止することができる。

(研究計画の変更)

第13条 企業庁は、外部機関と協議の上、共同研究を変更することができるものとする。

(実施期間)

第14条 共同研究の実施期間は、原則として3年以内とする。

(研究成果等の取扱い)

第15条 企業庁が、共同研究の成果等（報告・論文・その他共同研究の内容に関するもの）を第三者に知らせるときは、あらかじめ外部機関の同意を得るものとする。

2 外部機関が、共同研究の成果等（報告・論文・その他共同研究の内容に関するもの）を第三者に知らせるときは、あらかじめ企業庁の同意を得るものとする。

3 なお、本条は研究協定の締結前の協議等にも適用する。

(適用除外)

第16条 第4条(1)に定める外部機関との共同研究のうち、別途にその取り組みに関して定めのある場合は適用しない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるものの他、事務手続等については、別途に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表

名称	委員長及び委員	所掌事務
審査会	委員長：企業庁長 副委員長：企業局長 委員：副局長兼総務室長 財務部長 技監兼水道部長 利水電気部長 企画調整担当課長 財務課長 研究担当課の課長	共同研究における審査、選定等を行う。